

平成27年第2回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成27年6月19日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）
- 日程第 2 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）
（以下の議案については、会期延長により次回採決となった。）
- 日程第 3 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）
- 日程第 4 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）
- 日程第 5 議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号）
- 日程第 6 議案第 4 7 号 西郷村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
- 日程第 7 議案第 4 8 号 西郷村甲子高原こども運動広場設置条例
- 日程第 8 議案第 4 9 号 福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）平成
26年度施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負変
更契約について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 平成27年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 5 1 号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 5 2 号 平成27年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第 12 議案第 5 3 号 平成27年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第 13 議案第 5 4 号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 報告第 1 号 平成26年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第 15 報告第 2 号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 日程第 16 議案第 5 5 号 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 平成
27年度施工西郷村文化センター太陽光発電設備等設置工事
請負契約について
- 日程第 17 議案第 5 6 号 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 平成
27年度施工西郷村保健福祉センター太陽光発電設備等設置
工事請負契約について
- 日程第 18 発委第 3 号 西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 請願・陳情に対する委員長報告
文教厚生常任委員会
請願第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業
の継続を求める請願
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 21 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 22 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 23 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 日程第 2 4 西郷村福祉の推進に関する調査特別委員会の閉会中の調査の件
日程第 2 5 閉会

・出席議員（17名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤厚潮君 | 2番 真船正晃君 | 3番 南館かつえ君 |
| 4番 藤田節夫君 | 5番 金田裕二君 | 6番 仁平喜代治君 |
| 7番 秋山和男君 | 8番 欠員 | 9番 小林重夫君 |
| 10番 白岩征治君 | 11番 矢吹利夫君 | 12番 上田秀人君 |
| 13番 高木信嘉君 | 14番 後藤功君 | 15番 佐藤富男君 |
| 16番 室井清男君 | 17番 大石雪雄君 | 18番 鈴木宏始君 |

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|----------------|--------|
| 村長 | 佐藤正博君 | 副村長 | 大倉修君 |
| 教育長 | 加藤征男君 | 会計管理者兼 会計室長 | 芳賀盛男君 |
| 参事兼 総務課長 | 山崎昇君 | 参事兼 税務課長 | 金田昭二君 |
| 参事兼 住民生活課長 | 相川博君 | 参事兼 放射能対策課長 | 藤田雄二君 |
| 福祉課長 | 中山隆男君 | 健康推進課長 | 長谷川洋之君 |
| 商工観光課長 | 伊藤秀雄君 | 農政課長 | 東宮清章君 |
| 建設課長 | 鈴木宏司君 | 企画財政課長 | 田中茂勝君 |
| 参事兼 上下水道課長 | 池田有次君 | 学校教育課長 | 高野敏正君 |
| 生涯学習課長 | 鈴木茂和君 | 農業委員会 事務局長 | 近藤伸男君 |

・本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-------------------------|-------|------------------------|------|
| 議会事務局長 兼監査委員 主任書記 | 藤田哲夫 | 次長兼 議事係長兼 監査委員書記 | 黒須賢博 |
| 庶務係長 | 相川佐江子 | | |

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第42号に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番です。

今回の専決処分につきましては、記名投票でお願いをしたいと思います。

いわゆる虚偽報告、うその報告で村の税金を長期にわたって組織的にそれをせしめていたという会社が、また指定管理になると。この問題については一切村長のほうで対応されず、解明もされない。監査委員も一切これについては触れなかったと。そして、事なかれ主義で村の税金を垂れ流しするという。こういったことは絶対に許されるべき問題ではないと私は思っております。

また、不起訴になったというお話もありますが、あれは単に刈った芝を運んだか運ばなかったかだけの問題の起訴・不起訴の問題であって、その虚偽報告に対しての問題については、全く特別委員会は告訴する権利がありません。できないんです。ですから、全くその辺については手つかずになっておりますので、これについては常識的にやはり特別委員会委員長の報告を議会として議決をして、そしてまとめ上げたわけですから、真摯にその議会の議決に従って、村長は執行すべきものであったと。

それを一切やらずに不作為で現在まで来ていると。そしてまた、ここでそのことを一切不問にして、またその業者を指定管理にすることについては、議会としてまた各おのおの議員として、この問題についてきちんと村民にやはり実名で、自分の議員の責任を持って賛成・反対の表明をすべきだと思ふし、来る村議会議員選挙においても堂々と賛成した理由、反対した理由を私は述べるべきだと。

そうすることが村民に対する議員としての説明責任であると思ふので、今回の42号につきましては、記名投票としてきちんとやっていただきたいとお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 議案第42号については、15番佐藤富男君より記名投票による採決の要求がございました。ほかに記名投票に賛成議員はおりますか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 2名以上から要求がございますので、本案については会議規則第82条第1項の規定により、記名投票により採決を行います。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 投票のための準備のために、これより午前10時20分まで休憩いたします。

(午前10時05分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時21分)

○議長(鈴木宏始君) それでは、議案第42号を採決いたします。

この採決は会議規則第83条の規定により、記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(鈴木宏始君) ただいまの出席議員数は16名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番南館かつえ君、4番藤田節夫君、5番金田裕二君の3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長(鈴木宏始君) 念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載願います。その上、ご自分の名前もあわせて記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人の方、投票箱の点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長(鈴木宏始君) 異状ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

[投票]

○議長(鈴木宏始君) 投票が終わりました。

投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。3番南館かつえ君、4番藤田節夫君、5番金田裕二君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鈴木宏始君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票であります。

有効投票のうち、賛成9票、反対7票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、議案第43号に対する質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 西郷観光株式会社に対する指定管理の金額の中に、修繕費として幾ら見ておるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

今回、家族旅行村の修繕費に関しましては、指定管理料の中には含まれておりません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私が見た応募要綱の中には、仕様書の中には、指定管理料の中に300万円の修繕費が入っていると。この入って残ったものは返しなさいとなっているんですが、どちらが正しいか調べて返答をください。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

佐藤議員の今のおただしに関しましては、温泉健康センターの指定管理料の中には、修繕費として300万円見ております。家族旅行村につきましては、修繕料は見ておりません。

以上です。（不規則発言あり）温泉健康センターについての返還、当然、内容ですか。当然、修繕内容の報告はいただいております。そして、今回27年度から3年間の分については300万円（不規則発言あり）以前のですか。以前のやつですね。以前は（不規則発言あり）18年度からでよろしいのですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番、恐れ入ります、質疑席までおいでいただけますか。

○15番（佐藤富男君） それでは、15番なんですが、西郷観光株式会社に対する家族

旅行村には入っていないと。そして、温泉健康が入っているという、その仕様書の文言の入っている文書をまず出していただいて、そしてまた、それがどのように取り扱われたのか、ちょっとそれを経過を文書で出していただけませんか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時まで休憩いたします。

（午前10時35分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第43号に対する質疑を続行いたします。
（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。

議長に議事進行について申し上げます。

ただいま議案第43号は、家族旅行村の専決処分の承認の件でございますので、既に終了しました42号の温泉健康センターの件とは別件でございますので、議事をちゃんと整理の上進行していただきたいと思っております。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま5番金田裕二君より議事進行の発言がございました。確認のため議会運営委員会を要請したいと思っておりますので、午前11時15分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩をとって議会運営委員会に確認をお願いしたところではありますが、時間的にまだ結論を得られておりませんので、もうしばらく休憩をして議会運営委員会におはかりをいただきたいと思っておりますので、これより午前11時35分まで休憩いたします。

（午前11時15分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時35分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第43号に対する質疑を続行いたします。
ただいま質疑の途中でありますけれども、ただいま議会運営委員会を開催いただき、いただきました答申は、議会運営委員会としては一事一議題の原則を守りつつ、議員

活動として管理を指定される会社が同一であるとのことから、資料を求めることを許すものです。

15番に再度質疑をお願いいたします。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 5番議員が、そういう整理して議事を進めろということなんです、これからそのような形でみんなやると本当に村長答弁も、これほとんど8割はカットされます。関係ないこと行き渡っていますから。

ただ、物事の話というのは、結局本質に行く前に起承転結ではないけども、いろいろなさまざまな要因をお話をして、結果としてこれでいかがですかと聞くのが、これがお話。それまで行く起承転結の起承転まで全部抜きにして、結だけ言えということになってくると、これは話がつじつま合わなくなってきちゃう。

私が申し上げているのは、温泉健康センターも家族旅行村も同一の会社なんです。同一の会社が西郷村議会であのときに11対6ですか、圧倒的多数でこの会社にお金を返してもらいなさい、指定管理についても取り消しも含めて検討しなさいということを議会で議決した会社ですよ。

それを一切不問にして、そして村長も不問にして議会も不問にして、今回通しましたけれども、こういうことが現実、私からすれば信じられない話だし、あり得ない話。ましてや課長にお聞きしますよ、まず最初にね、いいですか。

85万円の除草費と肥料費ありますね、何年も計上しましたね。それを実際にやっていないのに、やりましたという報告書を出した、で、お金もらったでしょう。85万円のお金はもらったけどもこれは使いませんでした、その分芝刈りをしましたという報告ならば、それはそれとして一理はありますけれども、やってもいないことをやりましたと言って、その肥料分と除草分をもらうということ、その報告書を書いてお金をもらうということは、明らかにこれは虚偽報告でしょう。詐欺でしょう、これ詐欺行為でしょう。それを不問にしているんですよ、今皆さん。村長も皆さんも課長も。監査委員、これどうなんですか。担当課長も監査委員もこの問題についてどう考えているのか答弁もらいたい。

それと、私が言っているのは、西郷観光株式会社の信用問題があるから、家族旅行村だってトイレの修繕、どこどこの修繕とありますよ、修繕費が。その修繕費はどのようになっていますかと。そしてまた、こちらのちゃぼランドについては300万円という、指定管理の中に明らかに300万円ともうたっているんですよ。

それがあって、余ったものは返しなさいとなっているんです。それらの問題含めて、西郷観光株式会社が本当に信用できる会社かどうかということ判断するために、こちら側の修繕費についてのみ、家族旅行村と温泉健康と同じかと私は聞いた話で、資料を見せてくださいというだけです。

見せられないなら見せられないでもいいですよ、それは。でも見せられない理由はないでしょうと。私は別に、戻って温泉健康センターの指定管理者がいいとか悪いとかということは一切言いませんから、ただ、家族旅行村についての問題については西郷

観光が信用ができないから聞いただけの話です。出してください。

それから、平成25年には家族旅行村の指定管理料1,100万円か200万円ありましたけれども、それを芝刈りとか芝管理と、それから別な管理含めて別個にしましたね。そして別々に発注しましたね。今回やっていませんね。どうしてそれができなかったんですかということもお聞きします。前ははやっている。きれいになったですよ。そしてその方々が現場に行ったら、もう何年もやっていないから草ぼうぼうで、みんな役場のほうにはやったと報告しているんですよ。それが全然草ぼうぼうでわけわかんないけど、一生懸命頑張りましたと業者は言っていますよ。

だから、なぜそういうことをやったほうがよかったのに、それをやらないで、今回そちらのほうにやったんですかということ。それと、家族旅行村の今回の指定管理の中には、使用料の徴収とか管理がありますね。これは何の使用料ですか。キャンプ場ですか、コテージですか、何ですか。これについて、じゃ、指定管理を受けた会社、もしも西郷観光株式会社じゃない会社が受けたときに、この方々はどこにその管理事務所を設けるんですか。どこに事務所を設けてパソコンを買って計算機を買って、収納事務やるんですか。その部分までもこの指定管理料に入っているんですか。

もしも西郷観光株式会社と別な会社がやった場合に、建物の管理費、建物の維持費、これも指定管理料に入っているんですか。それは入れておかないで、あくまでも西郷観光株式会社がやるという前提でやっているから、こういう問題が起きるんじゃないんですか。指定管理料の中に、もしも西郷観光株式会社以外の会社がとったときに、その会社が具体的な事務とかパソコンを置いてやるとか使用料を徴収する、受付するという場所はどこなんですか。それも教えてください。

それともう一つ、とりあえず。私は300万円の修繕費について、いつ工事をやって幾ら残って、そして残った金はいつ村のほうに返還したのかということは、今回の家族旅行村の指定管理者として、西郷観光株式会社が本当にその辺の事務まで真面目にやっている会社かどうかと知りたいから、私は言っただけの話ですから。家族旅行村の指定管理者としてですよ、温泉館じゃないですよ。

ですから、またそういう部分と、私の一議員の議会の協議をする中での、西郷観光株式会社の信用性を確認するための、私の資料要求なんです。とりあえずこの分について、私何点か申しましたけれども、全部お答えください、お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

資料という話で、議運の中という話でしたので、それはそれということにしますが、まず、これまで百条委員会もつくりましたね。それから……

（「議長、議事進行」という声あり）

○15番（佐藤富男君） だから、時間がなくてやっている中で、先ほど金田議員言ったでしょう。関係ないものは整理してやれというんだから、関係ないもの、要点だけを、結だけ言ってください、村長。起承転結要らないです。

○村長（佐藤正博君） そういうことみんなわかって、今に至っているんだろうと私は思

っている。しかし、決定的に考え方が違うので、この際最初に申し上げます。今議員が言っているのは、従来の委託とか工事請負とか、そういうことが念頭にあってものを言っているんだろうと私は思っています。

しかし、指定管理者というのは違う。この前、いろいろな雑誌にも出ていますが、この前は村長から議長宛に、平成27年5月13日付けで質問書についての回答を出しましたね。それは全員協議会の2回目です。皆さんの前に説明した。何と言ったか。よく聞いていただきたい。これが最初から違うと話とはとてもないほうへ行っちゃう。

よく読みますので。小泉政権下のもとで、民間にできることは民間でということ、これまでの管理委託ではなくて指定管理者という制度をつくったと。わかりましたね。指定管理者とはどういうことかといいますと、これまでの委託とか請負契約とは違うんだと。公共施設の管理がやはり免許や許可などと同様に、指定によって法的効果が生ずる行政処分、行政側にも出す。いわば営業権を与えるものだと。

要するに、村がつくった公共施設をつくったものが、村が直接管理するというよりも、いろいろな幅広く民間の力を借りてやっていったほうがいいのではないかと小泉政権のそういった考え方に基づいて、公共施設の管理運営の仕方が変わったと。

その営業権を与えてやるということは、営業する管理の事業者へ、これを村から西郷観光に渡すということです。（不規則発言あり）決定的に議員が言っているのと違うから言っているわけです。これを言ったって平行ですから。私はこれまでずっとやって、営業権を与えるということは裁量権がいっぱいあるんだと。裁量権があるということは、値段をどう決めるかということと、整備水準をちゃんとすれば、その中において、それを裁量権の中においてやるということになりますので、積算のやりとりの中で、説明ですからやらせてくださいよ。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） ちょっとお待ちになってください。

○15番（佐藤富男君） 85万円の裁量権についても、なぜ85万円の肥料を買って除草しましたと報告しているんですか。これは私の裁量権で、その分草刈りしました、草むしりしましたというんなら別ですよ。それを買いました、肥料まきましたと言って、写真撮ってやって報告しているから、裁量権じゃないでしょう、虚偽でしょう、詐欺でしょう、とんでもないです。

○村長（佐藤正博君） ということで、この新しい指定管理者制度というのができて、あなたが営業というか管理をしてくださいといったときに、どうやって委託料を払うかという（不規則発言あり）ちょっと、説明は聞かなくちゃ。説明聞かないんですか。

（不規則発言あり）質疑をしたから答弁している、説明をしている。（不規則発言あり）なっていないって、この前全員協議会で出した書類を説明しているんですよ。

（不規則発言あり）座って言ってください、ここは議会だから。

この前説明したことをもう一回言っている。根本的に違うから、裁量権というのはどういうことかということ、今言うように、温泉健康センターとこの施設を管理運営するのに、裁量権を与える。そのときにどの水準まで（不規則発言あり）違反でなくて。そういう考えの中であってやりますので、個別のことについて。

○議長（鈴木宏始君） 村長、ちょっと整理したいと思いますので、一旦自席にお戻りいただけますか。

いずれにしましても、資料を求めることを許すということで議運の答申でございますので、すぐ資料出ますか。（不規則発言あり）ただいま資料を出していただく時間の相談をしていますので、ちょっとお待ちになってください。議運長、お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 提出いただく資料の整備に大分時間が欲しいというふうなお話でございますので、とりあえずここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第43号に対する質疑を続行いたしますが、先ほど資料制作に入っているわけなんです、商工観光課長より、資料作成のためさらに30分が必要だというふうなことでございますので、これより1時30分まで休憩いたします。

（午後1時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時30分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第43号に対する質疑を続行いたします。

ただいま43号の質疑の途中ではありますが、一事一議題の原則を守りながら、議員活動として管理を指定されている会社が同一であることから、資料を請求されておりまして、この資料の作成に時間がかかっております。

ただいま商工観光課長より、会計システムの照合と印刷に時間を要しているため、さらに30分時間が欲しいとの申し出がありましたので、そのように待ちたいと思います。ご了解ください。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） この問題については、もう大変難しい問題がかなり潜んでおります。最近も大分子算をかけてやっておるようでございますから、これはやっぱり綿密にきちんとしたお答えを出して、村民に知らせる義務が我々にはございますので、ここで急がず焦らずに、ぎっしりと質疑を進めていただくことを議長に特に要望いたします。

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より、議事進行に関する発言がございまして、時間はしっかりかけて資料を作成するということなことでございますが、一応30分というふうな時間を要求されておりますので、商工観光課長、どうだ。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 3 2 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 7 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま暫時休憩の中でお話をしまして、これより 1 時間休憩をとって、この間に議会運営委員会を開催していただくということになりましたので、ご了解ください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後 2 時 4 0 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 3 7 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2 時 4 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第 4 3 号に対する質疑を続行いたします。ただし、この質疑の間に資料請求がございまして、資料はほぼ調ってきたけれども、確認したいということで、あと 3 0 分時間が必要だという申し出がございました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） そういうことで、これより午後 3 時 1 0 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 4 0 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3 時 1 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第 4 3 号に対する質疑を続行いたします。先ほど来、休憩をとって資料の提出を促してまいったところではありますが、ようやく資料が調ったということでございますので、全員に休憩をして配付をしたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 1 0 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3 時 1 2 分）

○議長（鈴木宏始君） 配付もれは、ございませんか。それでは、質疑に戻りまして、1 5 番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。現在お手元にお配りいたしました資料、今現在佐藤議員がおっしゃられた完璧

なものではございませんが、今現在でき得る限りで資料を作成させていただきました。

修繕料ということで、平成18年度からの修繕です。当初の修繕費見ていたものと、実際の修繕費という形で、特に温泉健康センターのほうについては、当初の年度協定の中に修繕費を幾ら含んでいるというような形になっていますので、温泉健康センターの欄の当初修繕費というところと、その下の段の（修繕費）というのが実績分ということになりまして、その下が修繕費差額ということで、それぞれ差額が記載されております。

あと、最終的に指定管理料、いろいろ修繕費ばかりではなく、18から20年度までですか、最初の3年間については燃料費、給油費の高騰等がありましたので、その辺協議に基づいて増額をしているというものでございます。

続きまして、家族旅行村のほうにつきましては、当初から修繕費用については見ておりませんでしたので、その都度修繕があったりした場合には、その都度実績に基づいて変更しているということでございます。

それで、最終的にいつ支払ったのか、精算があったのかということで、それぞれ温泉健康センター、家族旅行村について、それぞれ最後3月の末で金額の変更をしまして、指定管理料を支払い、その精算については3月分、それぞれ指定管理料につきましては当初の年度協定の中で毎月支払うという計画を立てておりまして、最後の3月分の精算ということで、一番最後に3月分を支払った日にちということで書かせていただいております。

その中で、申しわけございません、温泉健康センターの平成25年度分の日付が入っておりませんでした。こちらにつきましては、家族旅行村と同じ日付で、平成26年4月22日でございます。大変申しわけございません、訂正させていただきますと思います。

すみません、18年度につきましても、温泉健康センターと家族旅行村につきまして、平成20年5月17日とありますが、平成19年5月17日でございます。あわせて訂正をお願いいたします。すみませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、たくさん質疑はしたんですが、どうします、この問題終わってからはほかの質疑の答弁ももらえますか。どうしましょうか。ほかにもたくさん質疑しましたよね。それについて、この修繕費が終わってからのにしますか。

今、修繕費、平成18年から26年までの修繕費の内訳をいただきました。ちょっと疑問あるのでお伺いしますが、西郷村温泉健康センターの指定管理業務の仕様書というものもありますね。家族旅行村の仕様書あるんですが。

指定管理者公募の際は、この仕様書に基づいてお話をされているんでしょうか。見積もり。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

仕様書、当初指定管理募集の際には、募集要綱、仕様書、それに基づいて説明はし

ていると思います。すみません、私は当時担当ではなかったので、その状態でしかお話しできません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、村長は何もでありというような感じの答弁されたんですが、要綱にしる仕様書にしる、きちんと地方自治法とか指定管理者の指導書的なものも含めて、そういったものにのっとして私はやっていると思います。

そう考えると、村の温泉健康センターも仕様書を発行しています。この仕様書の中に指定管理料についてですが、指定管理業務を適切に実施する中、利用料金収入及び事業収入の増加や経費の節減などによる経営努力による剰余金は原則として精算による返還は求めませんとなっております。

ただし、修繕費については年間300万円（消費税込み）が指定管理料に含まれているので、実績額は少ないときにはその差額を返納するとなっておりますね。そうしますと、この仕様書に基づくと300万円なんですが、今課長から提出されました実績報告書を見ますと、修繕費についてが非常に曖昧で、平成18年が107万5,000円、19年も107万5,000円、20年も107万5,000円、21年から21、22、23と200万円、24年度はゼロ、そして25年、26年で200万円ずつなんですが、そうしますと、仕様書に基づけば当然300万円の修繕費が入っていないとかならない。

例えば、悪く考えますと、23年度にもしも考えたときに、誰が見ても指定管理料が2,968万2,500円、これの変更後が2,966万538円になっているんですね。当然ここに300万円の増修繕費が入っていないとかならないですね、仕様書によると。それは入らなきゃならないです。この役場さんが出している仕様書には300万円入っていますよと言っているんですから。それで計算をして、やっぱり入札の予算設計をすると思うんですが、そのときに、当初修繕費が200万円とか107万5,000円というのと、仕様書と当初の村の修繕費の金額が合わない。どちらが正しいのかということと、これはずさんですね。これはどういうことなんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

ただいま佐藤議員からご質問ありました当初の指定管理料に含まれている修繕料、300万円ということでしたが、修繕料が300万円含まれているというのは、今回、平成27年度からの分については300万円としておりまして、先ほどおっしゃられたときのものは200万円でございます。今回から100万円増額して修繕料を含ませていただいております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、申しわけないんですが、今のお話で、例えば平成20年度並びに平成23年度の仕様書をご提出お願いします。平成20年と例えば23年の温泉健康センター管理業務の仕様書の写しを。（不規則発言あり）いいです

よ。3年ごとですから、じゃ18、21ですか。21年度と18年度の仕様書。それを資料をいただきたいと思います。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君より資料の請求がございました。これでコピーにかかる時間とか今商工観光課長とお話をさせていただきましたが、若干時間がかかるということでございますので、これより午後3時55分まで休憩いたします。
(午後3時25分)

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後3時55分)

- 議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第43号に対する質疑を続行いたします。ここでおはかりをいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、先ほど開催していただいた議会運営委員会に諮問した結果、本日の会議時間を午後7時まで延長すべきとの答申がございました。

おはかりいたします。

本日の会議時間を午後7時まで延長することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後7時までと決定いたしました。

先ほど15番佐藤富男君から要求のあった追加資料につきましては、休憩中にあらかじめ配付しておきましたので、ご了解願います。

それでは、43号に対する15番佐藤富男君に対する答弁を求めます。(不規則発言あり) 今、配付したその説明ないのかな。いいのか。

では、15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 課長、そうしますと平成27年度の仕様書には、具体的に修繕費についての年間額が示されているんですが、今回の18と21だけか、これについては金額が示されないで、村が委託料の内訳で示した額になっております、両方ともですね。内訳で示した額って幾らになっているんですか。仕様書に別途にあります内訳書には幾らとなっておりますか。

- 議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

- 商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

仕様書の内訳書という形ですか。内訳書というか、募集要綱の中に入っているものと入っていないのがあったかと思うんですが。(不規則発言あり) 当初募集をした段階での(不規則発言あり) お答えします。修繕費につきましては、18年度、先ほどお配りした資料の中の当初と修繕費と書いてある、平成18年度から27年度までにつきましては、107万5,200円という形で記載されております。21年度から23年度までにつきましては、修繕費当初200万円ということとなっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、18年度107万円程度で、27年からの指定管理には300万円という多額な修繕費が基準額として見込まれているんですが、どういふことでこのように倍増になっているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

27年度から、今年度からの温泉健康センターの指定管理料の中に、従前、21年度からの3年間については200万円という形でありましたが、100万円増額したのはなぜかということで、過去の修繕の実績部分もありますし、あと施設がもう20年以上経過してきていますので、修繕する箇所が大分出てきているということで、極力大規模修繕に行かない、自分たちの範囲の中で指定管理者が修繕をしてくださいよということで、増額させていただきました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局やっぱりそうなんですよね。建てられてからもう15年以上過ぎているんですか、20年ですか。これから修繕かかりますよね。修繕費はかかる、売り上げは減ってきている、赤字だ。今回も本当であれば2,900万円でしょう、指定管理料2,200万円から2,900万円ぐらい上がっちゃう。

また恐らく次回はまた300万円、500万円上がって3,000万円を超えるという、指定管理料がですよ。そういういわゆる悪循環のことをいつまでも続けているんですよ、村は実際に。だから我々は心配をして、もう本当にこの指定管理についてもいい加減にしろということを再三言っているわけなんです。いつまで税金つぎ込む必要あるんだということですね、村の村民の税金を。

それで価値があるのかと。費用対効果考えて。例えば平成24年度についても、これは査定がゼロなんです。平成25年、26年で2,200万円のおおむね指定管理料の中で、修繕費が25年、26年で381万円、340万円かかっているけれども、24年度はゼロなんだけども、2,200万円には修繕費は一銭も入っていなかったということですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） 大変申しわけございません。24年度につきましては、200万円なんです、その欄、記載漏れでございます。申しわけないです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 200万円があったとしたときに、これの修繕費が実際幾らかかって、幾ら差額が入ってきたのかということとはわかりません。これはお金返してもらったんですか、200万円。200万円というか、200万円だとした場合に、200万円を西郷観光株式会社から返してもらっていますか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

こちらのちょうど記載漏れでございましたが、ここにつきましては後で訂正させていただきますんですが、金額200万円を超えておったと思うんです。なので、要綱の中では200万円の修繕費の中で超えてしまった場合には、200万円が限度であるということであっていますので、細かい数字についてはお時間いただいて訂正させていただきますと思うんですが。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） もう時間の関係でこれはもういい加減にやめますけれども、こういうずさんなことだし、実際の修繕費入っていますよこれ、400万円とか300万円とか。これは実際本当は内訳を見たら、こんなもの本当に必要なものというものが私から見れば入っています、修繕費の中に。私今持っていますけれども、ここに内訳書は持っていますけれども、本当に実態を確認していますか、修繕した場所、担当課長。

例えば平成26年度で343万円修繕していますね。本当にこれ、最小の経費で修繕したんですか。全部修繕場所を確認しましたか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今、26年度の修繕ということで、箇所を確認しているかということで、報告という形で既に200万円を超える343万円という修繕実績ということでございました。50万円を超えない軽微な修繕という形については、毎月修繕の報告書と請求書と写真等を毎月報告書の中でいただいて、それをもって確認する。

あと、オーバー分については、年度協定の中で、要は50万円を超える大規模修繕という形で協議をいただきまして、今回の場合はボイラー等の修繕が大分50万円を超えるものがございましたので、その中で見積もりとかいただいて見せてもらった中で、それごとの修繕が終わった箇所というような報告を行って、変更という形で指定管理料の中に増額という形でやらせていただいております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、全てが西郷観光株式会社の、業務報告にしる指定管理にしる、私から見れば全くずさんで、ましてやこれだけ5時間かけて資料をつくってきたやつに記載漏れがありましたって、こういう24年度分、本当にこれは時間の無駄だし経費の私は無駄だと思う。

こういうことがまかり通っているのが今の村なんです。そして、指定管理者もそういうずさんな中で、何ももう不問にして、青ければいいんだぐらいの気持ちで、裁量権は任せ切りだって。詐欺行為ですよ、詐欺で本当に買ってないものまでも買いました、やってないものもやりましたという報告書を書いてお金もらっていて、それが実際買ってなかったんですよ、それがもうまるきり詐欺でしょう。そういうものがまかり通っているのが、今の西郷観光との指定管理なんです。村長も最初やっていたからね。自分で発注して自分で受けているんですから、何でもできます。これは村民の税金ですからね。

ましてや今回のように、修繕費についても、担当課長が現場に行って、そして本当に入札をして、最小の安いものを使っているのかいいものを使っているのか確認すべきですよ、本来は。

きょうは時間がないからこれで一応、私はこの問題についてはこれで一応やめますけれども、次に移りますけれども、とにかく一事が万事こういったずさんな状況が続いているというのが、今回の指定管理の問題なんです。

平成25年度に、たしか指定管理で芝管理とまた別なほうをやったんですけれども、どうして今度26年、27年は分けなかったんですか。その理由をお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

平成25年度につきましては、当然芝生等の刈り払いについては、指定管理業務の中から一旦外して、別の業者さんに業務委託という形でとらせていただきました。そして、当時一旦予備費のほうに回されている部分でした。それで、その額で芝生等の刈り払いの設計を改めて組みましたところ、当初の指定管理の中で見ていた回数等が、どうしてもその回数でやってしまうと、当初予備費で持っていた金額をオーバーする部分があった。

しかしながら、芝生の刈り払いについては5回と、あと法面等の草刈りの部分が3回を見ていたのが、1回にしないと、最初予備費でもって持っていた金額でおさまらないということもありました。

実際にそういう形でおさまる範囲内で業務委託をし、実際に25年度やっていた業者さんのほうで、5回ということのうちのほうで設計をさせていただいてやっていたわけですが、実際のところ業者さんのほうの報告書を見ますと、実際8回しましたという報告をいただいております。ただ、事前に金額についてはこれしかないからということ saying していた部分もあって、本当に業者さんにご協力いただいた部分が本当のところございます。

いろいろ考えますと、結局、その後26年度、それについても同じ状態でやってくると、単価等も大分上がってきて、それではじくと、要は指定管理でやらせていた部分より金額が上回ってしまうようなものがありましたので、26年度につきましてはもう一度指定管理者のほうに任せてやっていただいたというのが実情でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 実際には指定管理でやらないで、25年度にやっていただいた業者の方々は、本当に献身的にやっていただいて、西郷観光株式会社が何年も本来やるべきところを、やっていなかったところまで手をかけて真面目にやっているんですよ。そして、何度も芝も含めて管理をやったと思います。私は何も落ち度ないと思うんですね。

そういう中で、私はそれを何も、また西郷観光に全て任せる必要はなかったと私は思っております。これは村が恐らく西郷観光株式会社の経営上の問題も含めて、恐らく便宜を図ったと私は見えていますけれども。それはそれとして、これは水かけ論にな

りますから言いませんけれども。

先ほど申し上げましたけれども、例えば、今回の村の平成27年度の仕様書を見ますと、やるべきことについて施設の管理、また受付、使用料徴収とありますね。これはもしも西郷観光以外の会社がとったときに、どこで徴収をしてどこで受付をして、そしてどこで公金を収納するのかお考えだったのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

家族旅行村につきましては、指定管理の入っている料金取れる部分というのはキャンプ場ということで、キャンプ場の奥のほうに、いわゆる受付もできる小屋といえますか倉庫といえますか、そういう形があります。そこも電気も入っていますし、そこで一番最初、指定管理が入る以前は使っていたような状況でございますが、そこを使えるという形で、西郷観光以外の今回全国公募という形をとらせていただきましたが、その業者さんが仮にとったとしても、そこでできると思っておりました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） よくわかりませんが、それは何坪ぐらいの建物で、場所はどこにあるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

その場所は、ちょうど芝生広場の一番北側の白樺寄りの角のところ、カーブのところを上がって行って、トイレ等があるんですが、そののところにございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全くこれもあいた口塞がらないし、実際何を役場のほうで、本当に指定管理というものを真剣に考えているのか。そしてまた来られた方々のサービス、おもてなし、そこで受付をしてやる、どうだと。全く私にはそのやり方が理解できないですね。ずさんですよ。だから、当初からもう西郷観光株式会社がとるんだという前提でやっているから、最初からそういう言い逃れの答弁になってくるんです。

そして、何かお話聞きますと、コテージの管理とか使用料徴収までもというようなお話も受け止めている方もいらっしゃるんですが、本当に例えば今回平成27年度分の家族旅行村の指定管理料、そのうちで管理するべき施設というのは、キャンプ場と、使用料をもらうんですよね、それはキャンプ場のほかに何かありますか。施設として使用料を徴収をして管理する施設というのはありますかということです。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

家族旅行村について使用料を取れるというところは、キャンプ場以外にはございません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 担当課のほうで業者の方に、今回入札の際に来られた業者の方に対して、コテージも含めてというお話をされたようなお話聞いているんですね。コ

ページの管理、受付、使用料徴収までも今回の家族旅行村の指定管理に入っていますよというふうな受け止めた方がいらしたんですけれども、それはどのような形でそうなったかわかりませんけれども、もっともっと明解に、例えば施設のキャンプ場であればキャンプ場を案内して、この施設のこうですよ、場所についての受付場所はここですよ、あと電気料についてここですよということを、具体的にお示ししたんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

家族旅行につきましては、西郷観光の営業して持っているものと村のいわゆる指定管理に係る部分という形で、区分された図面を示して説明をさせていただいております。（不規則発言あり）現場には行っておりません。ただ、今回一回相談に来られた方には、見えていますという形で話も聞いています。そして、コテージも当然別になっています。料金的にはキャンプ場のほうだけですという形で説明させていただきましたが、何かの行き違いがあったのかと思います。説明させていただきました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは後でいいんですが、今回、平成27年度の家族旅行村の今課長が言われた小屋と、それからそこに人員何人を配置して人件費が幾らになるのか、電気料が幾らになるのか、当然指定管理の中に入っているでしょうから、その明細書を写しただきたいと思います。それらのみんな入っているものがあると思うので、お願いをしたいと思います。

次に、時間がないのでちょっとあれですけれども、村長にお伺いいたしますが、実は今回の議案につきましては、西郷観光株式会社指定管理するという採決をしなかったと。その理由について村民の方も皆さんわかってらっしゃらないと思うんですが、これについては、もう正直に言いますけれども、やはり八汐会の会長の白岩会長ともちょっとお話をいたしましたけれども、これを実際に指定管理として認めるについて、もっと村長のほうと具体的に今後のことも含めて話し合いする必要があるだろうと。村長と議会とで、もう少し突っ込んだ話をすべきだろうということを話しました。

それで、その機会をとるためにとりあえず暫定的に、これは西郷観光にやってもいいけれども、その間に村側と議会との間で、今後のことも含めて指定管理者をどうするか、今後温泉館をどうするとか、また家族旅行村をどうするかということ話し合ひしましょうねということで、今回この議案を流したんです。事実が私はあると思っておりますし、白岩会長もそれは当然わかっていると思います。

しかしながら、この問題について何らお話もなく、相談もなく、そして高飛車に専決処分をして、法律的にも専決処分すれば、あとはもう承認しようがしまいが関係ねえんだということで、一切我々には今後のことも含めてこの指定管理者についての、指定管理料の返還も含め、またその指定管理の取り消しも含め、また家族旅行村、それから温泉館の今後の経営についても、村側としてどうするんだということも全く話がない。何のために我々がこの議案をとりあえず採決しなかったのかという真意が、全く村長に私は踏みにじられたとっておりますが、村長、そのことについて白岩議

員のほうからは何か相談なかったでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

今の話、全然わかりません。なぜ採決しなかったのか、私はわかりません。あれだけずっと論議を尽くして、そして時間をかけて、そして流れましたね。これは議会のご都合だろうというふうに思っております。

その後、やっぱり話はもう少し全員協議会でも開いて、そしてちゃんと説明したほうがよかろうと、これはもちろんそのとおり、2回やりましたね。2回やって、2回目の5月のときに私はちゃんと調べました。そしてお答えをしたわけです。文書でもって。先ほど私読みましたね。結局、指定管理者というのは今までの委託とは、工事請負とは違うよと。これは行政処分だから、営業権を与えるとか、ああいうものに類するんだと。

今、細かい話されました。それは昔、やっぱり委託とか何かでちゃんと何を設計して何をつくってください、それに当てはまります。ただ、指定管理は裁量を与えて、そして営業努力によって設置目的を果たすということでありますので、その辺をよく説明しないとだめだろうと思ってつくったわけであります。

ぜひ最後になりましたが、この前ご説明した内容についてよく読んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 指定管理者の小泉さんが言ったのは、民間活力を行政に取り入れて民間力を、そして経費の節減を図り、そしてまた住民サービスを向上させるという目的だと。そしてまた、そのために指定管理者には行政、村と同じ権力、それからそれだけの裁量権を与えてやってくれというのが、指定管理、当然わかりますよ。

しかしながら、それだけの村にかわって指定管理をやる会社が詐欺なことをやっている会社だから、我々問題だと言っているんですよ。そしてまた、議会としては西郷観光株式会社の社員が11名の方がやめられて、私言いました、パワハラだと。やめたと、そしてもう私はどこに行っても、裁判に行っても、私は西郷観光株式会社のそういったことについてきちんと話します、許せません、そのほかいっぱい言いましたよ。

それが指定管理者としてのあるべき姿かということなんです、私が言っているのは。そしてまた、それに85万円あったでしょう、簡単な例、花も2,500本買うといっておいて買っていないし、それから除草剤もまいていない、肥料もまいていない。それもまいていないものをまきましたと言って申請をして、お金をもらっているんです、長年にわたって組織的に。そしてやっていないときに、写真がなかった、どうした、困った、じゃ、上司が使い回しして前の使ったとけと言われて使いましたと。

そんなことを、村にかわる指定管理者がやるべき仕事じゃないでしょう。その金が村長のお金ならいいですよ。これは村民の税金なんです。だから私は、そういうことをもっと透明感を持って、村民に住民に説明できる責任を果たせるようにしなさい

というのが私の考えだったし、そのことについてのまだ結論は出ていないんですよ。議会では金返してもらえと言っても、村長は返さないという。じゃ、議会との間でもうちちょっと妥協を見出しましょうと、話し合いしました。議会はそういった不正や詐欺行為の会社はやっぱりまずいから、指定から外せと。しかし村長は続けると。じゃ、それについても議会と村長でもうちちょっと話し合いしましょうねと。

前回は時間的な都合もあって、村民が温泉館を利用できないのは気の毒だと。また家族旅行村を使えないのは気の毒だということの我々の気遣いもあって、我々は賛成したということありますよ。今回もそういうことさせられないから、とりあえずは営業だけはできるようにしておきましょうというのが、我々議会筋の判断だったんです。

しかし、その間に村長と話し合いしましょうということで、白岩征治さんとあと議運長もですか、村長知っていたんじゃないですか、この問題、相談には行っていなかったですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村長は議案を提出して説明をして、あとは議会という決定を待つということです。そこで裏取引してどうこうといろいろ言われても、そういうのはお答えできませんね。そうじゃないです。一つ、一番最初、冒頭申し上げたのは、指定管理は今までの設計とか工事請負と違いますと言ったのはそこです。

そこに固執すると、さっきみたいにこれが頼んだのがどうこうというふうになってしまう。これは営業権という裁量を与えた場合には、これだけの積算でできますかと、できますよといったときは、これでやってくださいと。それで努力によってもうけて、そして雇用も守るし、あるいは良好な整備をしていくということになるわけです。

ただ、それができないような修繕とか何かについては、また村の施策はそれで調整しよう、そういうふうになっているわけです。それを花がどうこうというのは、積算のお金、幾らでできますかという総体的なお金を出すときの設計です。これは見せません。見せるというか、どうしなさいということをお互いに話をして決めるわけです。それができれば、あとはご努力次第というか、あなたの力によってうまく運営していただくというふうになっています。

なぜ西郷村が指定管理でこうなっているんですかと、ほかの町村はどこもこんなことやっていないです。やっぱり指定管理の行政処分である営業権を渡す、裁量でやってくださいというのが根底に、地方自治法に新しい方法が出てきたわけです。今までの委託とかそれから公の施設の管理とは違うわけです。この部分の理解がちゃんといかないと、今の入り口でぶつかったりというふうにするわけです。

ただ、一部グレーというか、そういった部分もあったので、ずっと調査をしているというふうにした部分もありますが、基本的には指定管理というのはそういうことということで私は理解して、そしてこの前のお答えといいますか、書類つくりましたのでぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結論からいって、はっきり言って私はだまされていたというふ

うに思っております。だまされました。私はこういった場ではなくて、政治の世界ですから、我々政治家ですから、やはり1足す1は2じゃなくて1足す1を3にもし、4にもし、5にもし、そしてお互いに妥協点を見出してというのが、裏取引でも何でも政治なんです。そのことを、政治なんです。それが村長には通じないしできないし、理解できていなかったということで、私はだまされたなというふうに思っております。

それと、実は先日、ウインズ新白河の前の村の駐車場ありますね。今使っていませんけれども、その法の芝があったんです、当初は芝があったんです、ずっとあった。その芝面と、実はウインズ新白河の法面がすぐ、駐車場を挟んだこっちにあるんです、2つあるんです。そして同時に工事をやって、同じ芝ですよ。片方のウインズのほうは管理しているから芝生がきれいに残っています。村の手入れが悪いから、芝面が全部芝なくなっちゃって、下が草になっています。

しかし、刈れば青いです。村長の言っている青いってそこなんです。芝生なくでもいいよと。肥料も要らない、除草剤も要らない。ただ草を刈って草が青ければいいんだと。それがいわゆる村長の姿勢なんです。それが村長の指定管理についての考え方。だから芝生広場だってきれいな芝生が生えていて、芝生の上で子供たちが遊べる、寝転びできる、これが管理する芝生なんです。村長が言っているのは、ただ草を刈って青ければいいんだと。それは向こうの裁量権だと。こんなでたらめな村長答弁は、それをまたまかり通そうとしている。また我々のそういった誠意、村側とキョロロン、それからちゃぼランド、村民のためにも話し合いをして円満に将来、最小の経費で最大の効果があるように村の税金が少しでも減って、そして最大の効果が上がるように話し合いをしましょうよということで私は期待をしておったけども、そんなのは聞いていないし、裏取引だということ。

これはもうよくわかりましたから、もう村長とは政治は話し合いできないし、やっぱり公務員の方ですね。公務員です、サラリーマンですね。やっぱりそれでは、私は村民の本当の求める1を3にし、5にし、10にする村づくりはできない。そして、今のように全く経常収支比率が99.5になって金がない。文化関係でもわずかに3,000円、5,000円の剰余金、それを繰り越ししないで金返せというような、今の村の財政状況になっちゃったんです。これが村長の、実際のそのような政治力のない行政だからだと、私はよく理解できました。

以上をもちまして、私のこの質疑は終わらせます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。議案43号について質疑します。

ただいまの佐藤議員の村長とのやりとりを聞いていまして、私なりに、全く佐藤議員と同感でございますが、佐藤議員だけがこの問題について特別、1人だけがこの問題をことさら問題にしているということではございません。私も全く同感であります。

それで、話のやりとりの中で、我々は3月議会で佐藤議員申しましたが、あのとき

はそういう前向きな、話が膠着して、この問題難しいと。そして時間もない。そういった中で拙速に結論を出すことを急がないで、もう少し執行部と議会の間で合意、よりよい指定管理制度に持つていくためのそういう建設的なことで、あのときは譲ったんですよ。

当然私も、執行部側で、我々の求める理想像、西郷観光をどう経営の前向きにあるべきかと。指定管理制度というのは当然それはわかりますよ。その中でよりよい、要はこうですよ。税金を多額に使っていることが、もっと有効に、そしてサービスのいい、そういう施設にしたらどうなんだと。今の現状では、決してそういうことは満足していないでしょう。それは村民の皆さん一様に言いますよ。その辺を経営体制をもう少し合理的に、サービスの行き届いた、そしてコストをできるだけかけないで、恐らくトントンぐらいになるような、そういう経営体にしてほしいと、そういうことで言っているんですよ。

何も村長がどうのこうの、中身はそういうことじゃないです。その辺を、村長はもう少し議会とそういう建設的な、我々は思っているんだ。なぜ話し合いをしないんだ。ただ執行部は、議会が議決するべきものをしないから、俺たちは法にのっとってやっているんだと。そういう言い方は本当に話にならないですよ、これは。

その辺をもう少し改めていただけないと、いろいろな行政課題、議案だって全く一方的な通行になっちゃいますよ。我々はそういう、やはり自分の事業でもないけども、しかし公の皆さんの貴重な税金を使っているんだから、いかに効率よく、そして村民の方が納得のいくそういうサービスをつくるかと。それを最大限に言っているんじゃないですか。

そういう考えに立てば、はなはだ村長の、この問題に対していまだに全く進歩がないというか。ただ、自分たちのそういう、これは法律で許されているんだと。それから、裁量権、先ほども話しておりましたが、裁量権なんです、しかしながら中身のずさん、我々が今いろいろ指摘している、ずさんな内容も裁量権の一言で許されるのかと。

それは中身の問題ですよ。それがいろいろ百条委員会で問題にしてきた数々の問題点、そういう指摘しても、村長の考えではこれはもう指定管理制度なんだから、その予算で村が指定管理者として与えた管理料の範囲内であれば、もうご自由におやりなさいと書いてある。しかし、そうであっても、やっぱり中身がずさんであったり法律に触れたりごまかしがあったり、そういうことを我々放置できますか。そこが問題なんですよ。その点ちょっともう一回説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の話はそのとおりですね。指定管理をどううまくやっていくかはちゃんと話してやりましょう、当然です。それは言ったとおりです。その意を受けて、全員協議会、議会、やりましたね。ひたすら指定管理とは何だということをご理解願いたい、私はそれに専念したわけです。要するに、議案として出して、そして議決をしてもらいたい。すんなり4月から指定管理をしたいという意思があったからで

す。

しかし、いろんな思惑があつてということ、今思惑の話されましたが、結果としてやっぱり議決をされなければ、これは村民の負託に応えた私の仕事ができなくなります。そういうことが許されるのかと考えたときに、やっぱり専決という形に及びましたね。それは法的にということです。

ただ、どううまくやっていくかというのは、いっぱい課題があると思います。言われたとおり、そういったこともあるでしょう。しかし、随時それは直して、かつせつかく先輩がつくったあの施設、前からも申しあげているとおり、壊れちゃったんならもうどうしようもなかったですが、幸い生き延びて、そして3・11の原発の避難所に使って、そして利便を上げてということがありました。

当然、地元の人もあそこをかつて大幅な借金あったときに、潰すのかという話ありましたね。そもそも潰した場合は原状復帰させて、そして国立ですから返すといったときに、あそこが本当に何もなくなったときに、新甲子温泉の皆様方がどう思ったか。ぜひ存続してくれと言われましたね。そういう経過があつてやってきたわけです。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） その潰す云々の話なんだけど、確かにいきなりそんなもの要らないと、潰してしまえという、そういう乱暴なことを私は押しつけるつもりはないが、しかしながら、私流に言わせれば経済効率に合っていないければ、潰すじゃないですよ。それを新たな民間の業者なりすぐれた指定管理者を変えることができるでしょう。村長が言っているのは、ずさんな経営をしているそういう指定管理者に延々とやらせることでしょう。それができないからだめだと言っている。何でできないんですか。

あそこを潰せなんて誰も、いや、私は言うかもしれないけど、そんな私、年間6,000万円も垂れ流して、そんなの個人だったら絶対許されませんよ。村長はそんなのんきな言うということは、自分の金じゃないからそういうことできる。あそこを潰しちまって困るなという村民、確かにいるでしょう、それは。

しかし、その村民は一銭も出していないです。人のお金で利用しているわけ。でも、心ある、公のことをきちっと個人よりも優先する考えの人は、そんな無駄なことだめだと。今までよく許された。きちっとした経営をしてやってくれと。それにはどうするかということ私らは提言しているわけでしょう。

繰り返しますが、今の指定管理者では到底私はもうそういう能力がなしと。やはりここで切りかえて、そういうすぐれた経営者を招聘すればいいでしょう。でなかったら、全く村が関知しない民間の業者に全て売却するなりお任せするなり、何ぼでも選択肢はあるでしょう。そういうことを村長はかたくなにやらない、何で今の指定管理者にこだわるんですか。

聞くとところによると、今の指定管理者である須藤さんは、もうやめたいなんて言っているんだという話も聞いている。そうであるならば、村長は何でそういう、無理無理おまえやめろじゃなくて、もうそろそろ私も年齢的にも引きごろだとか、そういう考えが、これだけいろいろ議会からも批判を受けていると。そういうことで、人身一

新もうこの仕事を退きたいと、そういう思いがあったんでしょう、恐らく。

なぜ村長はそれを引き止めるあれがあるのか。いや、あんたは毎年毎年業績を上げて、黒字決算で本当に大した経営者だ、それなら延々とやってもいいけど、そういう問題の、決して社長1人が私は責任があるとか、そういう押しつけませんが、体質としていろいろな施設あるいはお客さんの動向とか、それはありますよ。

しかしながら、一回そういったこれほど騒がれている、問題になっていることは、やはり一度平場に戻して白紙から再構築ですよ。あそこをリストラクチャリングして、そして議会の知恵、あるいはいろいろな人の知恵をやって、どうですかということを私らは言っている。

それをかたくなに、3月の議会で私も、村長は頑迷固陋だと。まさにそれがそうなんです。そういう考えに基づいて行政をやられたら、村民が一番たまったもんじゃないです。これは別に、そんなに難しいことではないですから、村長はもう少し謙虚に、そしてあらゆる知恵を拝借してどうしたらいいんだと、真剣に考えるべきでしょう。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりです。前とちょっと考え変わったんですかね。前はやめたほうがいい一点張りだったのに。（不規則発言あり）今の後段の話はそのとおりだと私は思うんです。将来を見たときに、建物はコンクリートは50年とか60年とか耐用年数ありますよね。

もちろん今後の2025年の10年後、2035年になりますと団塊の世代からだんだんこの世から消えていくといったときに、今の社会資本が課題である。日本はもう気がついてますね。そのときどうしていくかという話が今話題もちきりです。

議員言っているのは、多分そのことをおっしゃられたんだと思うんですけども、当然そういったことを頭に置いて、ただしかし、やっぱり使えるものは使っていこうじゃないかと。これからピンピンキラリ運動があって、医者にかからない、介護に陥らない、こういったことをするためには、うちに閉じこもってはだめだと。なるべく温泉とかそういったことを使ったりというのも一つの手だというふうに言われております。

そういったことも含めて、議員言われたのも、それも含めて言っているのだろうと思いますが、いいご提言をお聞きして、私もそういった点は本当にお聞きして、そして対応していくという姿勢は当然持っていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 持っているのは持っているという、私が申し上げたそのことに対して、そんなに嫌ということではない。だったら、村長に足りないのは関連のじゃなくて、もう少し、こうだと思っただけのことではどんどんやるという、そういう実行力なんです。そして、それを何らやらないから、批判を受けるんです。

世の中には、実行し過ぎて、仕事をやればやるほど批判を受ける人もいます。やらな

いほうが長持ちするというのは私もわかる。しかし、そういう自己の人生のスパンの、自己保身的なそういうことで政治をやられたら、これはたまったものじゃないですよ。

1期4年で全て燃焼し尽くしてやるんだと、そのぐらいの人じゃなきゃやれないですよ。何期もやってやっとなんか、そんなことは許されないんですよ。ですから私らは言っている。私が今申し上げているとあって、任期終わるですよ。後藤も怒鳴っているけども、何だ、来期は姿見えねえ、落ちちゃったんだどなんて、何も言えねえんだから。

我々も真剣勝負なんですよ、この議会に立った場合ね。そういうことで、もう少し謙虚に議会の皆さんのいろんなそういう意見を、ただ専決処分というのがあるんだから文句あるかと、そういうことでやったら、これはもう全然話は進まないですよ。

温泉健康センター、家族旅行村、それもスクラップして、今度は後片づけが大変だという議論ですけれども、それは、一度つくった施設をずっと先ほど申し上げたように再構築もしないで、壊れたところを補修しながらやっていくなんていうのも、これもまた時代の要請には合っていないんですよ。日々刻々と世の中のニーズも変わっているし、お客さんのニーズも変わっている。そういうことを機敏に鋭敏にくみ取ってという経営者が必要なんです。旧態依然たるそういう経営の発想だなんて、今はもう民間の皆さんだって、みんな潰れる時代でしょう、どんなことをやっても。

そういう厳しい発想に立ったらどうなんですかということですよ。税金で補填して赤字を埋めていく経営なんて、馬鹿でもできるんですよ。全然甘いでしょう。それを私らは申し上げているんです。それは納税者の視線に立った考えなんです。使うだけ人の金使う、そんな簡単なことないですよ。皆さん利益の中から再投資するお金を振り向けて、税金を払って、日本の税制は今、所得税、地方税合わせて50%、法人税もとられている。どんなに汗水たらして、ブラック企業がろくな休みも与えずに働いている。その結果、その利益の半分は税金に納めているんです。非常に私は気の毒だ。

そして、一方では役所の世界ではそういうことを考えないで、どかすかどかすか赤字垂れ流しも平気な状態で。有権者の皆さんあんまり考えないけども、これを赤字の分です、皆さん2,000円ずつ徴収しますよと言ったら怒りますよ。本当に日本の有権者は、私は人がよすぎると。ただ一回委ねたら、全然関知しない。

私はいろいろなことで申し上げますが、一言で言って経営そのものが甘いし、そして委ねる指定管理制度という制度の中で、先ほど村長が言いあらわしたですよ。任せただから中身はどうでもいいんだということですよ。いや、決してそうじゃないです。それは村の税金がつぎ込まれていないんだったらかまわないです。完全に民業でやっているんだったら。これは皆さんの税金をつぎ込んでいるんだから、当然不正があったり赤字があったりすれば、文句をつける権利があるんですよ。

我々はそれは一般の住民が言えないから、我々が代弁して言っているんじゃないですか。そういう思いをきちっと真面目に真摯に受け止めないとだめですよ。まず根本的な心構えというのがなっていないです。そして、指定管理者なり当事者が、もう少しきちっとした商売に対する心構えを持った人にやってもらいたいんですよ。自分の利益のためにどうのこうの、そんなもってのほかですよ。いかに公のためにサービス

を尽くす、そして利益を上げて村に貢献する。従業員も、それによって給料が上がっていくと、こういう方向がまともな企業経営ですよ。それが全く損益分岐点を考慮しない経営なんていうのは、こんなのはままごとの世界です。

本当に、今の民間の世界から言ったら、こんなのは問題になりますよ。ですから、そういう感覚に立てば、もう少し村長は厳しい目で我々の指摘したことを頭に入れてやってくださいよ。指定管理、この前の専決処分、我々は延ばしたと、結論出さなかったと。それは、村長とその問題でよりよい、じゃ、明日、明後日には間に合わないから、時間を猶予を与えましょうと。その中で将来の方向性、じゃ、現管理者がどの辺までなら許容できるのかとか、そういう方向性を決めたら、私らも譲って、じゃ、今日はこの辺でやめましょうと言ったんです。

それを全く考慮しないで、もう議会は議決する作業を放置したんだ。専決だと。それで押し通すとなったでしょう。法律的にはそうかもしれない。そこにはそういう意味があったんです。なぜそういうふうにやらないんだと。あまり高飛車なそういう姿勢をとっていると足元すくわれるからね、本当に。これは世の中の傲慢な経営者みんなそうですよ。最後はばかっと思っちゃいます。

ですから、我々はそういうむちゃな議論をしているつもりもないし、健全な経営、健全な経営者というものを求めているんです。そして、そういうレジャー施設、そういういったことがもっともっとサービス向上できる。

そして、ついでだから言いますが、今どき老人、健康のためにピンピン運動とか、それはそれでいいんだけど、しかし、今どき70歳以上、入湯税だけで温泉1日利用できると。これなども、確かに聞こえはいいですよ。利用利用者にとっては最高ですね。毎日行っている人もいると思う。しかし、その原資は誰が出しているんだと。みんな働いている現役の、ちゃぽランドなんかへよく行かない人がみんな負担ですよ。恵まれた老人だったら、年金200万円、100万円もらうで、温泉の1日500円や600円出せないはずがないんです。

そういう感覚も、村長は公務員の世界で生きてきたからわからないかもしれない。私は老人にどう思われようと、出すものはきちっと出して楽しんでくださいと。それで、これ矛盾しているんですよ。我々が100円で老人に入れろと。しかし、赤字体質だというのは矛盾していますからね。取るものはきちっと取って、その中で経営の黒字化を目指しなさいというのが、まともな気なんですよ。

そして、商売上、原則を忘れた、そういう無視した経営というのはあり得ないですから、たった100円で1日中、日がな行って、温泉は入り放題、お茶は飲み放題、弁当は持参で、何が利益出るんですか、これ。こんな馬鹿な話があるかというんです。東京だ大都市でみんなそんなことやれるはずがないんです。だから私はそういう経済原則を無視した商売をやっちゃだめだと。

役所がやる商売なんていうのは、みんなそういう甘い、例えば首長連中が選挙に出るために、こうして何でもただです、皆さんどうぞよろしく、いや、ただは確かにただ、じゃ、誰が負担しているんだと。そういうことをきちっと考えないとだめだと。

それで選挙で影響したっていいじゃないですか。そういうふうにやっていたら、今のちゃぼランドと同じく、経営がまずくなってきた赤字が積み上がってきてどうにもならない、もっと税金つぎ込んでくださいとなっちゃうんですか。

あくまでも商売として自立するようなそういう当たり前のことをやらしてもらわなきゃだめだと。そういうことで、私らこれ厳しくもない、当たり前の議論をしている。その辺どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 14番、時間なんで休憩にします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより5時15分まで休憩いたします。

（午後4時55分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時15分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第43号に対する質疑を続行いたします。

14番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 財政に対する厳しさ、あるいは民間の運営の仕方、るる述べられて、そのとおりだと思います。いろいろ申されましたが、私もこれまでの経験で、地方行政の何たるか、あるいは地方振興のためにどうするかといったことばかりずっと考えてきました。当然、今言われたことはおっしゃったとおりです。厳しさとかいろいろなことはやっていかなくちやならない。

ただ、仕事しなければなりませんから、そうしますと、これからの当面する大課題は少子高齢化の問題と、それから財政再建化、あるいはそういったことを受けて地方財政がどうなっていくかということも念頭においた形になりますので、申されたこと、先を見通す、あるいは現在の状況、いろいろなことを厳しさをもってやること、これは当然だと思っておりますので、よくその点は受け止めておきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長の答弁もそのとおりだというような話ですけども、だったら具体的に形に残る実践してほしいんですよ。それが無いから、こうしていつもこういう問題に我々も指摘せざるを得ない、続けるわけ、いかざるを得ないでしょう。そこに第一の私は問題があると思えますよ。

そういうふう気づいている、将来に対して少子高齢化、いろいろな社会の問題が噴出しているから、それに対応するいろいろな施策も当然とっていかなきゃいけないと。その一環として、西郷観光も位置づけると。それはあるでしょう。

しかし、その経営の内容たるや、当然厳しい時代の要請にはついていけない。それを刷新しろと私らは言っている。今のままでは、何度も申し上げますが、税金を投入したそういう甘い経営で、それが続くんならいいですよ。しかし、これは続くはずがありません。ですから、そういうことではなくて、きちっとした経営、潰すも存続す

るも、しかし経営の資源、そういうものが消えたらこれは必然的に潰れますから。ただ、今は税金投入という形で存続していますが、いずれは破綻し、あるいはそこにつき込む税金が、当然別なほうに回せるはずな税金がそういうことについて、意味のなさない金の使われ方をしてしまうと。こういう点を私は問題にしている。

税金投入、またこれ村民プールが8億数千万円の予算でできると。これは国庫補助が100%だと。それはそれ。しかし、そのランニングコストが4千数百万円かかるんだと。ちゃぽランドと西郷観光につき込む6,000万円を足したら1億円でしょう。1億円が何かの形としてあらわれるようなことだったら、大変ですよ。

片や直売所あるいは道の駅とか、そういう村民の要望がいっぱい強いわけでしょう。農家の農業政策といっても具体的に米が下がったから大変だ、そればかりでしょう。その補填する、米の所得の減少に伴う補填、それをどういった形で所得を補填していくのかと。あらゆるそういう、直売所なりいろいろなものをつくることでしょう。

もちろんつくっただけではだめです。そのノウハウ、いろいろな勉強をして調査して、そして一流のものを目指して、ひいては消費者のニーズに、あるいは健康に役立つような、それがまた地場の野菜をいっぱい食べれば体にいいと、そういうこともどんどんできるわけですよ。

今の金の使い方というのは、もう単なる管理料、プールができれば当然館長がおって管理人がいて、いろいろな経費かかるでしょう。しかし、それを利用するのも、恐らく一部の人になっちゃうんじゃないか。もちろん、児童生徒、そういうことを主眼にして、体育、社会教育の面から意義はわかりますが、しかし、経済的に見ればおのずとそういう経費は計上されて、かかってくるんだと。

私は、それはそれでつくことはもう認めざるを得ないですが、それにしてもその中身たるや、やはりきちっとした税金をいかに有効に使うかという視点でやってもらいたいんですよ。そして、それよりもまず、総合的に今何が喫緊の課題かと。農業政策では先ほど申し上げたそういったあれ、温泉施設については、もっと経営に厳しさを加えて、そして圧縮したり、税金投入で済まない経営をすると、そういうことが何ぼでもあるわけです。

そういった課題に対して、村長は非常に曖昧。我々がいくらそういうことを、厳しくもないですが、当たり前のことを申し上げても、一つのかたくなな財政論あるいは何というか、自分に、役人特有の前例踏襲というか、そういう考えで行政を推し進める、これが問題なんですよ。

その辺が、私はいろいろな面で指摘しておきますが、そういったことを村長が考えを改めない限り、いつまでたっても平行線なんだわな。そうすると、これはもう行き詰まってどうしようも動きがとれないと。今はそういう状態ですね。これは村長流に言えば、村民の判断をとっているんだと。私は村民の信任を得ているから、私のほうが正しいんだという論理に立っているのかもしれない。これは違いますよ。

そういう考えでいったらこれは本当に、私も有権者の判断というものも非常に責任があると思います。議会議員にだけいろいろな厳しいことを、今議員が多いとか少ない

とか、そういう議論の中で2名削減しましたが、その2名削減したところで、本当の本質論の議論が行われるかと。むしろ住民の声というのを減らすわけですから。当然の責務である監視チェック体制が、物理的にもう弱まることは必然ですね。

そういったところに、そういう村長のかたくななそういうことが、ますますそういうことがやりやすくなっている。私は非常に憂いますね。そういう中にあっても、私は一つのそういう自分の視点、あるいは公の世の中の考え、自分の私的なことよりも世の中のことを考える人の意見を、私は大事にしながら代弁していく、こういう姿勢でやっているんですよ。その点、もう一回村長に、自分のよって立つ考え方をお話ししてください。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 話が相当幅広い話になりましたね。（不規則発言あり）何か今、村長選挙の立候補挨拶みたいに（不規則発言あり）そして、だんだん、財政論はポイントはわかりました。最終的には意見をよく聞いてやれという結論だというふうに思っておりますので、それは同感です。私もそういうふうに思います。結局、私もそういうふうに聞く耳持たないとか裸の王様と言われちゃうと自信なくなっちゃいますけどね。（不規則発言あり）それは指摘だから、それは議員の見方なので。

ただ、そういうふうにはならないようにしようということですので、それは額面どおりお受け取りいたします。私はやっぱりちゃぼランドのこともそうですが、本当にやめるのかと。最初は平成10年代の8・27以降、なかなか行き詰って大変でしたね。あれを一つは解決したと私は自負しております。皆さんの協力があったからできた。もちろんいろいろなバックアップがありましたね。

今度3・11になって、あのときは水がちょっと出なかったんですが、これをいち早く復旧してもらおうということがあった。当然、議員は今でやめるとかいろいろな話がありましたが、どうしたら判断すべきなのかといったときに、アンケートをとりましたね。議会からいろいろそうしたほうがいだろうということもあって。

あれは60数%の存続のやつがあったんです。全体の意見じゃなくてあのときは1世帯1人とか何かあれですね、意見まとまらなかったようです。ただ、これは無意味ではなかったというふうに思っていますので、そういうことで今まで来ましたが、ただ、総体的に財政論から言えば今言ったのが正しいです。先を見てどのように今後の社会資本整備を進めていくのか、ランニングコストはどうなのか。

ただ、問題は行政施設でありますので、そもそもつくるための目的がはっきりしております。そのための特別財源といいますか、国・県・市町村、そして起債あるいは交付税措置、いろいろなことが組み合わさって、そこで私たちは意思を強くすることで始まるわけでありまして、でありますので、そういった行政施設等につきましても、先を見る、あるいはいろいろな査定を受ける、そしてそれをクリアする、そして財源上の裏うちができる。そして将来もということを考えて、実は予算化あるいは議案として出していくわけでありまして。

それがこれまでのということでありまして、しかし、言われたとおり、今後やはり

日本はどうなるんだろうといったときに、本当に今のままで行くのかというのはなかなか難しい問題です。もう誰しもそれに気がついた。そうしますと、いい形で次の世代に渡すというのは、少子高齢化の一番の問題、医療・介護、これは突出してきます。黙って社会保障費。どう圧縮していくのかということと、子育ての少子高齢化対策にどうお金を回すか。具体的に言うと、この問題が別になります。

そういったことを念頭に置いて事業を組み立てる、あるいは財政運営をする、あるいは基盤を強くしていくということは、私1人では当然できません。職員も、あるいは国・県も、あるいは議員の提言もあってということにならなければ、多分行かないと思います。ぜひ、そういうふうを考えておりますので、いろいろなご提言を賜ればまことに幸いでありますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長の答弁中で、アンケートで60何%だと。これも、あったほうがいいのか、ないほうがいいのかといったら、あったほうがいいのかというのは当然です。その前段で、現在これだけ赤字なんです、大変ですと。そんなだったら、必要ないんだと、これはまた答え変わりますよ。赤字だなんて前提でやっていないでしょう。ただあったほうがいいのか、ないほうがいいのか、そういう説明の仕方なら、これは当然あったほうがいいのかとなるんです。

しかし、皆さんはそういう負担とか、そういうものを考えないから、何でもそれはつくる、財政の負担金がどうなるか、村がどれだけ出すとか、便利なもの何でもつくれますよ。野球場もドームにしたほうがいいのか、際限なくこれはなるでしょう。それがいいわけだから。屋根付きのほうが雨の場合でもできると。しかし、その財政負担して皆さんにどれだけ税金がそのために負担するんだと、そういう議論になれば、いや、そんなのは要らないと当然なります。

私たちはそういう現実的な、幸せ論じゃなくて、政治家は確かに夢を売る商売ですから、バラ色のいろいろなこうなりますよと、それも大事ですよ。しかし、現実のコストとかいろいろなものを正直に言って、そしてその納得の中でどれだけ税金として負担できるのかと、それが私は一つの真面目な議論であると。後はかまわないんだと、それは私は責任のない施策というか、それではいけないから、こうしていろいろなことで申し上げているんですよ。

村長、先ほど私、選挙に出るための演説みたいだ何だと言ったけど、自分だってそういういろいろな幅広いことから言っているでしょう。それは、そういうふうに総体的に世の中の枠組みから言わないと、なかなか断片的に言ってもわからないですから。今、日本の財政はこうだ、世界の財政はこうだ、金融はどうだと、そういう観点から物事は考えないと、全然整合性がとれないですから、そういう意味で私は申し上げた。

村長の今のおおむねいろいろな話を聞いていると、やはり一つの自分の殻から抜け出せない。何ぼ我々がこういういろいろな視点、角度を変えて、人間足らざるところがほとんどですからね。私だって、これはある一面しか言っていないかもしれない。当然それは違くと、賛同してくる人もいます。しかし、話は万人の話を聞いて、よりよ

いものを統合して、そしていい状態にしていくんだと。

そういう視点の考え方の政治における施策、技術的なもの、そういうことをなぜやれないのかだ。自分のそういう考えだけで、かたくなにそれを貫こうとする。それは信念としていいことなら、それはすばらしいことなんです、しかし政治、世の中のいろいろな課題は多種多様であって、いろいろな利害関係錯綜していますね。そういうところから、よりよいものを取捨選択していくのが私はベストな政治だと思います。

こういう観点に立って、もう少しいろいろな勉強というか、そういうものを学びながら村政をやったらどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 当然ですね。日々刻々世界は動いている、それもよくわかります。

それから、財政は分野がいっぱいあります。11、12款までの目的別の項目があって、そこにいろいろな事業を繰り込んでいくわけです。そもそもその事業たるや目的と投資があって、もちろん施設があればランニングコストがかかるのは当たり前です。織り込み済みでやりますので。それをつくり出していくときに、いろいろな将来を見る、あるいは現実として足らざるところは何だということも見ながらやって、その集大成の総和といったものが、いろいろな財政の指数になって出てくるわけです。

それが悪くならないように、あるいは将来負担比率があんまり増高しないように、そういったことを前提にいろいろな組み合わせをしていくわけでありまして。もちろん、施策を構築するとなりますと、西郷村の行政水準、これは少なくとも福島県の何番目にいるのか、あるいは県南でどうなのか、全国ではどうなのか、あるいはメンタル的な環境といったものはどうなっているのかということも思いをいたします。これは当然1人ではできませんので、もちろん、多種多様なリードしていただくということが必要になりますので、そういった網は常に職員をしてあるいは村民をして、いろいろご指導賜るといって行きたいというふうに思っているところでありますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 要は、私どもはここに問題があるんだと、そういうことでやっているわけですね。それが、何度も申し上げるように、自分の考えだけでかたくなに突っ張っていったら、これは実のあることが何一つできないんですよ。ランニングコスト云々、行政は確かにそれは当然ですよ、物事をやるためには。しかし、そのランニングコストもあまり使われなとか意味のないとか、そう言えば、いや、意味があるんだと言われるかもしれない。

私は、経済のあくまでも原則とか、公共的なものはそんなに追及したら何もできないんだと言われるかもしれないけど、それもその中であつてもコスト意識、そして経済原則にのっとった、仕入れがあつて幾らで売値をしたら幾ら利益が上がると。これを全く無視した商売をやっちゃいかんということが基本なんです。そういう視点に立てば、あまりにも今の西郷観光はずさんであると。経営自体がよろしくない。その点について、村長はもう少し厳しい目で、そういうこだわらないで、人間はいくらで

もいますよ、優秀な人は。

だから、企業も役員の任期が2年、3年と決めているんです。長期政権になると問題がある。だから役員の任期を2年、3年とか決めてやるわけでしょう。そしてまた、新しい人材を登用して、また新たな発想でやる。そういうことがなぜ西郷村のこの西郷観光株式会社においてできないのかと。それが非常に私は不満であると。

ぜひそういった意味で、もう一回村長にきちっと再考していただいて、村民の納得のいく、ただあればいい、賛成したからってそんな、そんな甘っちょろい考えじゃだめですよ。きちっと数字的に経営が成り立つ、そういうことをやるんだという固い理想を持ってやっていただきたい。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議案43号に対する質疑をいたします。

ここで質疑をするということは、あそこの甲子観光については、もう前々から百条委員会をつくり、あらゆる調査を進めてまいりました。だが、その調査の過程をめぐれば、うそばかりつかれているんですよ。使いもしない金を使ったようにしているとか、やりもしないことをやったようにしているとか、たくさんうそインチキでもって固めているようなものじゃないですか、あそこは。

例えばこの前写真でも見たんですが、あの場所を草刈りをやるんだと言って始まったやつが、動いてもいない機械をただ持っておっつけて、それを写真に撮ってこういうふうな感じをやっていますというの、あの写真を見たときに、これは専門家が見ればわかるんです。あの手に勢いよく回っている草刈り機械の歯が回っていれば、もうあの歯一枚一枚なんか見えるはずないんです。止まっている歯を写真に撮ったから、一枚一枚の草刈り機械の歯がきちんと写っているんです。

これは動いてもいない機械をただあの土手におっつけて写真を撮って、こういう感じをやっていますなんていうような、そういうインチキをやっているんですよ。そのインチキを指示しているのは村長じゃありませんか、どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

写真はよくわかりません。ただ、現場はどうなっているかということを確認といたしますか、それをやるために撮るんであって、止まっているんだか動いているんだかは私もよくわかりませんが、そういったことをつけているんだろうと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長は管理者としてそういうところを見ているんですか、見ていないんですか、これは説明してくださいよ。見ていけばわかるはずなんです。あの手に勢いよく回っている歯が動いていけば、写真に入っているのはあの歯一枚一枚が見えるはずないんですよ。それを一枚一枚がはっきり見えるじゃないですか。それどうです。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。16番、さっき甲子観光というふうにおっしゃったんですけど、西郷観光と違いますか。訂正しておいてください。

○16番（室井清男君） 甲子観光と申しましたところ、甲子にあるから甲子観光と申し上げたわけですが、これは甲子観光を訂正いたしまして、西郷観光としたいと思しますので、ご訂正よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私が写真でインチキを指示しているかということですか。

（「質問いたしますか」という声あり）

○村長（佐藤正博君） はい、お願いします。

○16番（室井清男君） 動いている機械というものは、写真に撮ったときには、あの手の細かい歯が一枚一枚ハッキリ写るはずはないんですよ、回っているんだから。それを、今度撮ってみてください、回っている歯を写真にばちっと。そのときに、あの歯が一枚一枚ハッキリと見えるか見えないか、やってみてくださいよ。動いている機械は見えませんか。止まっている機械は、あの歯が一枚一枚はっきりと写真に写りますから。試してくださいよ。

それを、動いてもいない機械をただ草のところにおっつけて写真を撮って、こういう草刈りをやっていますなんて、まるっきりうそをついていることじゃないですか。それを管理している村長が何もやらない、それを指示しないということは、村長もうそインチキをやっているということになるんじゃないですか。それがいけないと思ったら、村長は管理責任があるんですから、その管理責任の中でもって、それを止めなくちゃならないですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 写真の撮り方は私わかりませんので、今のようにどういうことを指示してどう撮ったのかも。多分止まっているところを撮ったのであれば、もちろん言っているとおりだと思います。動いているところを撮ればもちろん動いているように撮れるんだと思いますが。ただ、私はその指示とか何かはしていません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長は指示していないということを言っているんですが、管理責任は村長にあるんですよ。本当に刈っているか刈っていないか、またその刈っている場所さ行って見て、刈った後がきれいになっているかなっていないか、その管理責任は村長にあるんですよ。それをやらないで、見ても見ないふりしているということは、まるっきり放りっぱなしじゃないですか。そこに税金が食われているんですよ、どんどん。これを村長の管理責任の中でどう考えていますかということを行っている。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 芝の管理ですから、やっぱり水をくれたり丈を縮めたりということとは必要ですね。そのときに何を使ったかと。手で刈ったのか機械で刈ったのか、あとはいろいろあると思います、それは。その部分を言うために写真をつけたんだとい

うことだと思えます。ですから、このことは写真もともかく、現場がやっぱりきれいになっているということが大事だというふうに思えます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それでは、あの場所はその場所なりの管理規定があつて、その管理規定に基づいて管理していると思うんですが、今どういうふうな管理されていますか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

平成24年に家族旅行村の指定管理に関して特別委員会というのができまして、私もちょうど平成24年の4月から商工観光課に参りまして、特別委員会の中で写真の問題、いろいろ当時平成18年から23年度までの写真を見る状態では、作業の前とか後という写真が添付されていないということでご指摘を受けましたので、平成24年度以降につきましては、当然草刈りをする前とやっている最中の写真と、終わった後のという形で、写真の中でわかるように。

当然現地におきましても、毎回毎回動いているわけではないですが、定期的に甲子地区のほうに行く用がありますので、私たちも現地で実際に草ぼうぼうではないと、ちゃんと刈り払いもしているというのを確認しております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長、村長に聞いてるんですから。私は昨日おとといなんですよ。おととい下郷のあの直売所まで行ってきたんです。その行ってきた帰りに、あそこをずっと見てきました。昨日おとといはススキが1メートル、2メートルぐらいに伸びているんですよ、あの部分は。道路のへり側だけは刈ってあるが、中のほうは昨日おとといは1メートル、2メートルぐらいに伸びているんですよ。これで管理しているということでもいいんですか、こういうことで。村長、どうなんですか、これは一体、答弁してくださいよ。村長が管理者なんだから、村長に聞いてるんだ、わかんねえのか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お言葉ですが、私ちょっと今のススキの話、わかりませんので、わかっているか、ちょっとわからないそうです、すみません。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長か課長か答弁ないですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 場所、どの辺にあったか教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） こっちからずっと上がって行って、右側は山沿いのほうがずっと草が伸びています。きれいに刈ってあったのはあの道路沿いだけなんです。それで、左側には1段高いところには食堂があつたりなんか、施設がありますね、その周辺なんか草ぼうぼうですよ。どういう管理されているかと、昨日おととい私は見てきたばかりなんです。その管理責任は村長にあるんじゃないですか、あそこの管理

総体的には。

今、村長は課長に言って答弁しろの説明しろのと言っているが、（不規則発言あり）それは、今後ろのほうから出てきましたように、今月の報告書、これを出していただきます。それを出していただければ一目瞭然で、私は昨日おととい見てきたわけなんですから、下郷の直売所まで行ってきました。そのときに、あそこの場所はどういうふうな管理をされているかということ、あそこのところをずっと見てきたんですよ。見てきたときに、ススキが人間の背丈にも伸びていて、これを管理していると言うんですか。これを管理したことにして、金を払っているんですか。そういう状況なんです、あそこは。

それで、いつもあの場所を見たときに、あの中にあるコテージは大分ずっといろいろ批判が出ています、あそこでは。女性を引っ張り込んでいるとか何かということ、うわさにも出ているんですよ。そういったことをどのような管理しているのか、コテージの中の衛生管理ですよ。環境衛生法に完全に違反しているんじゃないですか。環境衛生法から言ったら、あのコテージを管理するには、管理専門のセンターができなくちゃならないんですよ。そこで寝起きする布団を乾燥させるとか、これをやんなくちゃならないんですよ。大掃除をやるとか。それをまるっきり放りっぱなしでもって管理していないんじゃないですか。これは環境衛生法に完全に違反です、法律違反ですから、これは刑事事件なんですよ。

私はそこのところ、これからこの議会がここでもって本件が承認されれば、当然刑事告発やるつもりです、あそこで。そういう状況をあそこはつくっているんです。どうします、今各世界でもどうにもならないような病気がどんどん発生しているじゃないですか、エボラ出血熱だとかデング熱だとか、いろいろそういうのが出ている。あそこからそういうふうなものが発生したとしたら、誰がどのような責任をとるんですか、村長、説明してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指定管理と今の部分は、関係はどういうふうになっているかお伺いしたい。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） あのコテージはどこで管理しているんです。説明してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

コテージにつきましては、今回の指定管理に入っているものではなくて、西郷観光の所有で、西郷観光株式会社がみずから管理を行っているという施設でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 西郷観光のものであるという今課長から申されましたが、これは当然、西郷観光ならばあそこでもって問題が起きたときには、西郷観光で責任とらなくちゃならないんです。その西郷観光の執行の頂点は誰にあるんです。これを説明

してください。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 西郷観光株式会社は、株式会社ですね。株式会社という会社で、もちろん社長も職員もいます。そこでやっています。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 西郷観光株式会社の社長は村長だというならば、当然村長に責任あるんじゃないですか、これは。社長に責任があるんじゃないですか。（不規則発言あり）社長は誰なんですか、社長は。出してくださいよ。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 前も議員、村長が前やっていたのは事実ですが、今は違いますので、誤解のないようにお願いします。
（「それを誰がやっているんだということを聞いているんだ、今やっているところを追及するんだから」という声あり）
- 村長（佐藤正博君） 社長は須藤さんですよ。
（「須藤さんを任命しているのは誰が任命している」という声あり）
- 村長（佐藤正博君） 任命は株主総会で決まるわけです。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） それじゃ聞くけれども、あそこで問題が発生したり事件が起きたりした場合には、誰がどういう責任を取るんだか、それを説明してくださいよ。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） もちろん村の施設ですから村が責任取る部分と、それから指定管理ですから、指定管理でやる場合とちゃんと分かれております。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 誰が責任を取るんですかと聞いているんですよ。それ説明してください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 責任取るのは設置者である村というか、村長である場合と、それから指定管理を受託している西郷観光株式会社というふうに分かれてきます。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） そしたら村長も責任取らなくちゃならないんですから、もしあそこで問題が発生した場合には。それを、あたかもここでもって責任がないようなことを言うということは、まるっきりあそこの施設に対して責任逃れを村長はやっているんじゃないですか。
これは次に移ります。
あそこの施設全部、なぜこれを西郷として維持しなくちゃならないんですか。西郷で維持していないと言うんですか。株式会社が維持しているんだと言うんですか。それを説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは説明するまでもなく、議員が一番ご存じだと思います。あそこをつくったのは、そもそも西郷観光株式会社、第三セクターでつくりましたね。議員がご在職中だと思います、鈴木平作村長るとき。この前ありましたね、議員、何でしたか、企業誘致のときに家族をどうのこうのというご説明ありました。そのように私も思っております。そのときに社長は村長でしたね、第三セクターで。ずっと来ました。いろいろ問題があつて、当然民間に委ねるべきだということがあつて、今に至っているわけでありませう。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） あの施設は、西郷にこれだけの企業を誘致するときに、西郷というところには何もないじゃないかというような批判が出たんですよ。それを西郷にはこういうものがあるんですよということを言えるがために、あの施設がつくられたんですよ。それで、企業誘致がなされた。企業誘致がなされたその時点でもって、もうあの施設は使命を果たしたんです。それだから、もうその時点であの施設はもう解体してなくしなきゃならない施設なんですよ。

それを、今維持しているということはどういうことなんですかということを私は聞いているんですよ。前のことを説明すればそういうことになるんです。どうです、それ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 使命を果たしたから解体すべきだというのは、初めて聞きました。私、本当に初めて聞きました。親からも先生からも先輩からも、物を大事にして、せっかくなつくったものはちゃんと使いなさいと、ちゃんときれいに掃除しなさいと、皆さんに喜ばれるように、そういうふうには私は教えられておりますので、そのとおり今やっております。当然行政目的を果たしているということも確認しているから、存続をして管理をしているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは今、村民のためにどうなっているんですか。村民のためになっているということ、これを説明してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほどアンケートの話も申し上げましたね。60数%の人がやってもらいたい。これは一番私は力になりましたね。もう一つはやっぱり、指定管理をするのは丸投げではだめだと。よく意見を聞いてください。アンケートもしております。もちろんいろいろなご指摘あります。汚れている、もうちょっときれいにしてもらいたい、逆に親切だと。このごろは会津のほうからも来て、会津にはないのでいい施設、ぜひやってもらいたい、そういったさまざまな声を総合して、そして使えるものは使っていく。

あるいは、もっといい方向に持っていけないかと。いろいろご要望等もありますので、それはもちろんできる限りにおいてそういった方向に持っていくという努力もしているところであります。

- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 村長は何も知らないんですか。行政経済というものはどういう経済なんです、行政経済というものは。それ説明してくださいよ。
（「わからないです」という声あり）
- 16番（室井清男君） 何でわからないんですか。行政を預かっている者が、行政経済わからないでどうするんです。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 短絡的に言ってはわからない、どういうものが行政経済でどうしてもらいたいのか。何を聞きたいのか、そこまでちゃんと言ってください。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 行政経済の原則は何なんですか。これを聞きますよ。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 私は室井議員のご高説を承ってからお答えいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 行政経済というものは、赤字黒字がゼロでなくちゃなんないんですよ、どっちも。決算して赤字にもならない、黒字にもならないというのが行政経済の大原則なんです。それから比較すると、経済的にどうなんです、あのちゃぼランド温泉施設、コテージの施設、それから飲食業の施設、たくさんありますが、この経済は一体どうなっているんです、説明してくださいよ。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） よくわかりませんね。プラスマイナスがゼロということは、実質収支の比率がゼロということをおっしゃっているんでしょうか。私もよく聞いてわかりませんでした。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 行政経済を預かっている村長が、行政経済の原則をわからなくてどうするんです。これは9月来ますから、9月の決算が出てくるわけですから、その行政決算の大原則というものは、行政は黒字になってもいけない、赤字になってもいけない、これは赤字黒字というものは、いつもゼロの運営をしなくてはならないんですよ。
それがだめならいろいろな処置が講じられるわけですから、それからいった場合には、あそこの温泉の施設にどんどん金を、何千万円という金を出しているけれども、その金が経済的にどうなっているんです、村民の税金なんです。村民の税金が村民のために有効に使われなくちゃならない、それがためには、最小の予算で最大の効果を上げるといふ大原則があるじゃないですか。
その筋からいったら、まるっきり反しているじゃないですか。それを村長はどう見ているんだということを言っているんですよ。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） さっきのプラスマイナスゼロというのは、もう少し広げて考えな

いとだめですね。結局基金を造成するということがあります。なぜかという、景気その他の問題はフラットではないと。したがって、予備費も不意の支出という予備のために、あるいは年度間の調整ということになりますので、基金というものはある程度は持つべきだということもありますので、プラマイゼロではだめなんです。それは少しは積み立てということもするということも財政上必要になってきますね。

それと、今の西郷観光への指定管理のものとは、総体的には中に入ってきますが、これは全体で考えればいいと思っております。それは、物事をつくれれば、施設の維持管理費は当然でありますので、これとB/C、ベネフィットとコストの問題をうまく合わせていくというのも行政の一つの目的でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） いかにも税金を使ってやる行政の経済であっても、限度があるんですよ、限度が。あまりにもかけ離れた経済はやっぱりやっちゃいけないんですよ。多少はやりますが。

それで、9月決算なんかに対しましては、今村長が言っているように基金制度があるんだという、これは当たり前のことなんだ。その基金でもって赤字黒字の調整をやっているじゃないですか。それだけに、行政経済というものはあくまでも原則としては赤字にもならない、黒字にもならない、ぴしゃっといくのが、これが行政経済なんですよ。

その行政経済に真っ向から反するような経済をやっているのが西郷観光じゃないですか。いくら株式会社がやっているといったって、あそこの運営費どんどん、村民の税金から出ていっちゃうんじゃないですか。今村長が言うようなことを言うんだらば、西郷からあそこへ行く金はストップさせてくださいよ、どうなるか。ストップさせたらどうなります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ストップはしません。存続というか、そういう方向でやって、いろいろ議員からは出ましたね。すぐやめろとは言わないと、やっぱりいい方向にやりましょうという声大きいわけでありますので、私もそのようにやります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ以上やっても、これは何かその辺のカラスやスズメに話していると全く同様ですからやめますがね。だが、ここでもって言いたいことは、村民は60%なんていうことを今村長は並べているが、60%なんかありませんよ、実際にいったら。寒いときにあんな命がけで行かなければいけないような場所にあるやつが、何が村民のためなんですか。もし村民のために本当にやるんだらば、村の真ん中さつくって誰でもが利用できるようにやるのが、これが村民のためじゃないですか。

それを、あの大雪が降ったときに、一歩間違えば車ごと転落するような場所であって、何が村民のためなんです。これ以上やってもちよっと無理なようだから、この辺でやめます。

議長、どうもありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） また記名投票をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君より記名投票による採決の要求がございました。ほかに記名投票に賛成議員はおりますか。

（「はい」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） わかりました。

2名以上から要求がございますので、本案については会議規則第82条第1項の規定により、記名投票により採決を行います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後6時35分まで休憩いたします。

（午後6時13分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時35分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き43号の採決を行います。

ただし、この前に、日程についておはかりをしたいと思います。

先ほど休憩中に議会運営委員会を開催していただきまして、本日の会議時間を午後8時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後8時まで延長いたします。

それでは、議案第43号を採決いたします。この採決は会議規則第83条の規定により、記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木宏始君） ただいまの出席議員数は16名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番仁平喜代治君、7番秋山和男君、9番小林重夫君の3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木宏始君） 念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載願います。その上で、ご自分の名前もあわせて記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の方、投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木宏始君） 異状ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

〔投票〕

○議長（鈴木宏始君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。6番仁平喜代治君、7番秋山和男君、9番小林重夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（鈴木宏始君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票であります。

有効投票のうち、賛成9票、反対7票、以上のおり賛成が多数であります。

よって、議案第43号は原案のおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木宏始君） 先ほど議会運営委員会を開催していただきまして、実はまだ結論的に、日程の件について結論出していないので、ここで休憩をして、議会運営委員会を改めて開催していただきたいと思います。議運長、よろしく願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後6時46分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後7時01分）

◎日程の変更について

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催していただきまして、日程の変更について答申をいただきました。

本日の会議はこの43号までとして、44号以下の議案については6月23日火曜日午前10時より会議をするということでございます。

おはかりします。

以上申し上げたようなことでご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

今日が本当は最終議会で、案件も2件ということでもう少し議案審議したほうがいいと思います。全部やれば本当はいいんですけど、もうちょっと進めてほしいと思います。以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま11番矢吹利夫君より、お聞きのようなご意見をいただきましたが、この件についても議会運営委員会の中でいろいろな意見の出た中の一つでございますが、議員の中には体調がすぐれない方とか、いろいろそういった方もいらっしゃるというお話でございますので、また日を改めて、いろいろな議会に対してお考えを持っておられる方もあるというふうなことで、今日の時間では大変に短いというふうなお話でございましたので、結論として先ほど申し上げたように、後日に延会をするというふうな答申を議運よりいただいたと、そういうようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

（「異議あり」と村長の声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議運でもって決めたことを尊重できないと言うんならば、その前に議運がもうパンクしますので、議運解散ということになるわけでございますから、もしそのような措置がとられるとするならば、議運を解散した後にやっていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番からお聞きのような発言がございました。いろいろお考えもあろうかとは思いますが。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 日程はやっぱりちゃんと決まっています、そしていろいろスケジュールを合わせております。案件の中には工期の問題とかいろいろ重要案件あるわけでございますので、日程はぜひ守っていただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） お聞きのような村長答弁がございました。議会運営委員会の会議

について、この日程を決定するのに総務課長にもお入りいただいて、その中で決定をしたというふうなことでございますので、何とかこの辺でご理解をいただければありがたいと思います。

それでは、先ほど申し上げましたように、6月23日火曜日午前10時からということによろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) ということで、残余の議案につきましては、44号以降の議案につきましては6月23日審査をするということに決定いたします。

◎延会の宣告

○議長(鈴木宏始君) 本日はこれにて延会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後7時06分)

